

令和7年度第1回君津市地域福祉計画推進委員会 議事録

- 1 会議の名称 君津市地域福祉計画推進委員会
- 2 開催日時 令和7年8月4日（月）午後2時から3時30分まで
- 3 開催場所 君津市役所5階 大会議室
- 4 議 題
 - (1) 委員長の選出について
 - (2) 第四次君津市地域福祉計画における令和6年度事業評価について
- 5 公開又は非公開の別 公開
- 6 出席した者の氏名

委員 9名

加藤 美代子 松本 一 長谷川 勝之 渡邊 法子 齋藤 良一

野老 高弘 水野谷 繁 磯貝 香里 丸 博幸

(欠席者) 長岡 拓生 江尻 節子

事務局・関係者 7名

福祉部次長兼厚生課長 廣橋 顕徳

福祉部厚生課 副課長 永谷 義太郎

社会係長 土居 新史

主任主事 鈴木 政洋

社会福祉法人君津市社会福祉協議会

事務局長 江澤 利明

地域福祉係長 川名 史哲

主 事 鹿島 捷吾

- 7 傍聴人 なし（定員10名）

- 8 議 事

(新任委員及び事務局職員の紹介)

(事務局)

本日は、長岡委員、江尻委員が所用のため欠席であり、出席委員は、9名でございます。君津市地域福祉計画推進委員会設置要綱第6条第2項の規定により、委員の過半数を超えておりますので、会議の成立要件を満たしております。

これより議題に入りますが、議事の進行について、本委員会の設置要綱第6条第1項の規定により、委員会の会議は委員長がその議長となるとしておりますが、委員の交代により委員長が不在ですので、委員長が決まるまでの間、代理として副委員長の渡邊委員に進行をお願いいたします。

【議題（１） 委員長の選出について】

（渡邊副委員長）

それでは議題（１）委員長の選出を行います。

委員会設置要綱第5条1項の規定により、委員長及び副委員長は委員の互選によると規定されております。選出方法についてお諮りいたします。いかがでしょうか。

（磯貝委員）

事務局案があればお願いします。

（渡邊副委員長）

事務局案はいかがかというご意見がありました。ほかにご意見はありますでしょうか。

（意見なし）

（渡邊副委員長）

それでは、事務局案の説明をお願いします。

（事務局）

事務局案について説明させていただきます。地域福祉計画推進委員会は、地域福祉の向上を目指すものであり、計画を着実に進めることで福祉行政の根幹となることから、君津市福祉部長の丸委員を推薦させていただきます。

（渡邊副委員長）

事務局案について、何かご意見、ご異議等がありますか。

（異議なし）

（渡邊副委員長）

異議なしとのことですので、委員長を丸委員に決定いたします。

(事務局)

以降、議事進行は委員長が行うこととなります。渡邊副委員長、議事の進行ありがとうございます。渡邊副委員長には委員席にご移動いただきます。丸委員長は議長席に移動をお願いいたします。

それでは、改めまして委員長よりご挨拶をお願いいたします。

(丸委員長)

皆さんこんにちは。本日はご多用の中、今年度第1回目の君津市地域福祉計画推進委員会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

第四次君津市地域福祉計画は令和6年3月に策定し、令和11年度までの6年間を計画期間としており、今年度は2年目にあたります。

本日の推進委員会におきましては、計画初年度となる令和6年度の事業評価を議題としております。本市の地域福祉の推進のため協議してまいりたいと考えておりますので、ご協力を賜りますようお願いいたします。

また、本日は地域福祉活動計画推進委員会も開催しますので、併せまして、皆様にはご協力を賜りますようお願いいたします。

簡単ではございますが、あいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、以降の進行を丸委員長をお願いいたします。

【議題（2） 第四次君津市地域福祉計画に係る令和6年度事業評価について】

(丸委員長)

それでは、しばらくの間議長を務めさせていただきます。

議題（2）、第四次君津市地域福祉計画の令和6年度評価について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

～資料に基づき説明～

(丸委員長)

事務局の説明が終わりました。基本目標3つに対して、施策の方向性は7つあります。

7項目の評価については、A評価が4つ、B評価が3つで、すべてB評価以上になっているということです。さらに事業の展開にある85事業をそれぞれ評価しているということでした。A評価やB評価も多いですが、中にはC評価も含まれているという状況でした。これらについて、何か確認したい点や質問などありましたら、ご意見をよろしくお願いします。

(水野谷委員)

計画期間は6年ですね。中間年での見直しは考えているのでしょうか。

(事務局)

地域福祉計画は6年間の計画です。お手元の地域共生社会推進プランの冊子にあるとおり、成年後見制度利用促進計画、高齢者保健福祉計画、障害者基本計画と各分野の基本計画と併せて1冊になっているもので、すべて6年間の計画となっています。こちらにあるものは、基本的に中間年での見直しは考えておりません。

ただ、高齢分野の介護保険事業計画や、障害分野の障害福祉計画などの各分野の実施計画については3年間の計画となっており、短期的な見直しについてはこちらの分野別計画で実施していきます。

(水野谷委員)

計画では、地域共生社会やSDGsなども載せるなど、よくまとめられていると思います。

ただ受験勉強に例えると、黙っていても80点を取れる科目は本番でもそれなりの点数を取ることができる。どうしても40点や50点しかとれない科目の点数をどう上げていくかが課題になると思います。その意味でいうとA評価やB評価はいいと思いますが、C評価のものがどうしてC評価なのかをしっかりと検証していただいて、2年3年と同じように点数が低い状況が続くようであれば、計画そのものに少し無理があったということで、次は計画の内容を変えることを検討したほうがいいのではないかと思います。

6年間を期間として作られた計画ですがけれども、現場での感覚としてはこの3、4年の間ですごく状況の展開が早いと感じています。災害や感染症に加え、現場で言えば人材の問題もあります。それまでは時間が比較的ゆっくりと流れており、職員教育なり研修なりをしっかりと行うことができましたが、災害や権利擁護に関することもやらなければいけない中で、職員やボランティアをどう養成するかという課題に対応しなくてはならない。

計画もよく練られていると思いますが、1年ごとに評価し、C評価が2、3年続いたということであれば、次の計画のときには計画そのものの見直しなどをしないといけなかなと感じたところです。

(丸委員長)

まだ1年経ったところですが、C評価のものについては今後進める中で評価が変わらないのであれば、その原因や状況を確認して計画が適切なのか、また、どこに力を入れていくべきかということも踏まえて、計画の見直しをしていただきたいということでよろしいでしょうか。

(水野谷委員)

例えば、一昨年、昨年がCで、今年もCというように評価の推移がわかるといいと思います。3年前がAだったのに今年はCになってしまった場合には、原因を探ってその後の計画につなげられるといいかなと思います。

(丸委員長)

そのあたりを踏まえて、事務局は今後検討してみてください。他にはいかがでしょうか。

(渡邊委員)

君津中学校の前にあった子育て支援センターはどこへ移転したのでしょうか。

(事務局)

貞元のみふねの里保育園に併設する形で移転しています。元々あった施設は廃止し、土地・建物自体は、売却の公募をしたところで、機能自体はみふねの里保育園に移っています。

(丸委員長)

その他いかがですか。

(事務局)

事務局から委員の皆様にご意見を伺いたいのですが、基本目標1の(2)地域福祉の担い手の育成と支援について、実際に大変なことが多いというご相談をいただいております。特に今年は民生委員の一斉改選がございまして、自治会や民生委員の皆様から、人を集めるのが大変だというお話をいただいております。市としては、地域福祉推進のために、まずは民生委員さんが困っている方を見つけて関係機関に繋げ、見守りも行うというような大変重要な役割を担っていただいているのですが、なかなか担い手がいらないというお話です。今日は民生委員の方や自治会の方もいらっしゃるので、この件についてご意見をいただければと思います。

(丸委員長)

今説明があったのは資料1の2ページ、事業の展開②に記載のある民生委員についての部分です。なかなか人が集まらず、民生委員さんや自治会の役員などのなり手確保が難しくなっているというご意見もあります。その現状や工夫をしている例などがあれば、ご意見をいただければと思います。

(齋藤委員)

私は自治会長で今回初めて知ったんですが、一番の問題点は、民生委員さんをやっていただけますかをお願いする中で、年齢制限をしていることです。新任は72歳までということですが、先ほどおっしゃったように、少子高齢化で人が足りないです。昔は60歳が定年だったが、今は変わっている。私も今年70歳になりましたが、同級生はみんなまだ仕事をしています。まず仕事してる方は民生委員をできないと思います。やってもらえるのであれば70歳を過ぎた人ですが、そうするとできる人が限られます。お願いするのであれば、年齢は幾つでも元気な人だったらやってほしいというスタンスを出さないと無理です。私は上総地区ですけど、少子高齢化でどんどん人が少なくなり、お願いできる人がいないです。60歳で会社を退職して家にいる人はなかなかいないです。ということは、もう時代にそぐわないわけです。この法律はもともと厚生労働省が管轄だと思います。ここで話をして変えられるとは思いますが、少なくとも現場の状況を持ち上げなければ、この法律は変わらないと思います。

君津市の中でも、探したけど見つからない地域は結構あると思います。私たちの地域も今年はなり手がなくてなんとか見つけましたが、それは自治会長を経験した人が仕方なくやってくれるという状況です。3年というのも長く、年齢のこともあります。七十何歳でも元気でやっていただける人がいるのであれば、年齢制限を外すべきだと思います。そうしなければ、なり手はいないですよ。どこの地域でも民生委員を探すのは大変です。

それと別の会議で民生委員さんが言っていましたが、月一回の会議だとか、弁当を持って訪問するとか、いろんな縛りがある中でやってもらっています。少なくとも年齢制限を外すぐらいの考えがなければ先詰まりですよ。

少子高齢化になる中で、まして現役世代の60歳までの人たちではおそくなり手がないです。民生委員になる際に会社の許可をもらうことになっていますが、会社の責任者からすれば人がいないので、どうぞやってくださいとはならないですよ。私の仲間でも70歳になっても現場で仕事をしています。人がいない、また仕事をしないと食べていけないというのが現実問題で、みなさんそうやって仕事をしているわけです。

そういった理由で、年齢制限があること自体が根本的に間違っていると私は思います。

(丸委員長)

ありがとうございます。昔と違って少子高齢化が進み、人がいない状況です。定年も今まで60歳だったのが、今は65歳が普通になってきており、時間的、財政的な余裕がないとなかなか民生委員になれないという現状もあるということです。地域の実情の方をお聞かせいただいたところですが、内容を事務局の方で吸い上げて、県や国にこの状況や要望を伝えていくことは可能なんでしょうか。

(事務局)

はい。

(野老委員)

民生委員の野老と申します。現実に民生委員をしている立場ですが、私も基本的にはおっしゃったように時代に合っていないような気がします。かといって無くすわけにはいかないでしょうが、徐々に年齢制限は無くしていかないと成り手がなくなってしまう。民生委員を続けていると、もうこれ以上は続けられないということは自分でわかりますので、例えば80歳になってもやれる方はやってもらったほうが、実務的にはいいんじゃないかと思います。実際、やりたいのに年齢制限にかかるから辞めるという人が結構いました。

もう1つは、推薦は自治会員の方をお願いしていますが、今回私の地域では1期でやめてしまう人がけっこういます。色々な事情があるので仕方ないですが、できれば2期3期と続けてもらったほうがコミュニケーションを取りやすくなるほか、その世帯の状況がわかるということもあるので、その意味では民生委員の立場からすればその方が理想だなとも思います。ですから今回の改選では、自治会長さんに推薦をお願いしたときに、自動的に時期がきたから交代してくださいではなくて、まず現在の民生委員さんに続けてもらえかどうかを確認してもらうようにしました。やっていただけるのなら新しい人選をしなくてもいいので、そのまま推薦ができる。続けないということであれば、次の人を選んでいくという流れです。

それから、1つの自治会に1人ではなくて、2つや3つの自治会の範囲を1人で担当する場合だと、1期終わったら次は別の自治会から出すように回すところがあります。そうではなくて、必ず本人の意思を確認した上で、継続したいのであれば同じ地区からまた推薦してもらうのはどうか。本人は続けてもいいと思っていなくても、知らない間に次の自治会から新しい人が選ばれ、自分はもういいですと言われることが結構あるようです。そのようなことが3年毎のこの改選の時期にあるものですから、推薦にあたりお願いという形で、自治会長への文書を出していただきました。

多少でも残っていただけると助かるという気持ちでやっているのですが、根本的に、今

は70代も働いている世代ですよ。その人たちが全部兼ねてやってくれというのはなかなか難しい話です。場合によっては公募でもいいと思いますし、本当にやる気がある人であれば、その集落から出さなくてもいいという考えもあります。そういったことを考えなければいけない時代に来ていると思います。

昭和にできた民生委員の制度がいまだ大きな改正もなく、自治会の推薦だけで進めているというところに、やはり問題があるのではないかと思います。

(丸委員長)

ありがとうございます。民生委員さんの推薦にあたり色々な工夫をさせていただいていますが、それでも厳しい状況もあるということでした。

(松本委員)

私も民生委員をやっています。私の地域では、今の民生委員さんが年齢的に基準の範囲であれば、地域で他に該当者がいない場合には継続してもらうこともあります。

(齋藤委員)

それは継続する場合ですよ。新規の場合は72歳未満と決まっていて、3年やらないといけない中で、できる人はなかなかいないですよ。

(松本委員)

地域性もあるとは思いますが、君津東地区だと普段仕事をしている方が全体の半分以上です。退職してから民生委員になられる方は、半分より少ないですね。中にはフルタイムで働いてる方もいれば、65歳を過ぎて3、4日仕事をしている方もいらっしゃる。

私どもの周南地区では、2つや3つの自治会で1人の民生委員を選出してる場合とか、逆に大きいところだと1つの自治会で4名の民生委員を出す場合もあります。複数の自治会から出す場合には、何年やったら今度は別の自治会から出すというような自治会間の取り決めがあって、長くやる方もいるかもしれませんが、それは自治会ごとの話し合いで決めていて、場所によって状況が全然違うと思います。

仕事をしながらという方も多くいる中で、休みの日などを利用しながら、皆さん頑張ってやってらっしゃる。仕事をリタイアしてから民生委員になるというのは、今だと再雇用などもあり、65歳や70歳を過ぎてからでないと難しかったりするような状況があります。私どもの地域ではなるべく若い方にやっていいいただいて、できれば2期、3期とできるお願いするような方向づけを今回の一斉改選でしているところです。

(野老委員)

確かにやってみると結構大変でもう続けないという人もいますが、様々だと思います。自治会同士の「何年やったら交代」という取り決めもいいんですが、本来なら自動的に交代ではなくて、継続していただけるのであればどんどん続けてもらうようにできればいいなと私は思っています。

どうしても交代したいという時になって初めて、次は別の自治会から出してもらうようにできればいいと思います。そのあたりは各地区で違うと思いますが。

(松本委員)

選出を一つの自治会から行う場合には簡単なんですが、自治会が幾つかに跨っていると、自分たちの番でなくても逆に民生委員を出したいという自治会もありますし、今度はうちの番だからと次の成り手を見つけて待っている場合もあります。興味があってやりたかったという方や、声が掛からないが言っていただければ本当はやりたかったという方が、私の地域でも現実にはいます。そのうえで人選を考えていかなければいけない。最初から退職した方や昔から役員をやっている方などをお願いするというのも一つの方法かなとは思いますが。

(野老委員)

各地区によって違いますが、市街地の地域では自治会に入っていない方が半分以上という実態ですので、そういった部分でも非常に困っていると思います。

(松本委員)

周南地区と八重原地区の状況ですが、周南地区はだいたい90%以上が自治会に入っています。それに比べて、八重原地区は大体50%を超えるくらいの加入率です。当然、八重原地区のほうが後任を決めるのに非常に困っているという状況です。周南地区の場合は、順番や次は誰がやるかも自治会の中である程度決められている状況です。

(長谷川委員)

私は地区社会福祉協議会の会長で、地区社協を代表してこの場に出させていただいています。小櫃の地区社協で9年目になりますが、資料2の3ページの一番下、地区社会福祉協議会活動の振興に向けての支援ということで、市社協に助成金を8300万円ほど交付して地域福祉の推進を図ったという地区社協絡みの内容が1か所だけありまして、ありがたいなと思います。私の地区ですと市社協から85万円という額を毎年いただき、敬老会などの事業を実施していますが、地区社協の人の確保についての意見です。

民生委員さんは3年という決まりがあって、交代の時期が来ると次の人を見つけてくれるという仕組みができていますが、地区社協にはそういう仕組みがなく、辞めたい場合は誰かを探さないといけないので、それができないといつまでも辞められないです。

私の前任の会長は13年続けた方で、もう一人の方と中心になって10年以上も地区社協のことを処理していたそうなんです。そこへ私が入ったあとに2人とも辞めてしまい、私も困ったなと思いました。誰と一緒にやればいいのかと思い、私の同級生などで理解のある人を何人かお願いしたり、一部前任のメンバーの中で残ってくれた人を集めたりして、ボランティア理事さんのグループを作っていました。ちょっと話が前後して恐縮なんですけど、地区社協の理事のメンバーは、私の地域だと22、3名います。うち半分はボランティアの理事、もう半分が組織からのいわゆるあて職なんですけど、あて職の方は元々の組織の任期が2、3年ぐらいで変わっていきます。中にはずっとやっていただいている方もいますが、ある程度ローテーションのようになっています。ボランティア理事さんに関してはそういう仕組みが全くないです。

そういう中で、市社協の皆さんにお願いして、民生委員さんのような仕組みを作っていたらといつも思っています。民生委員さんもお忙しいと思いますが、私たちも結構忙しいです。民生委員さんは誰かが旗を振って、定例会や支援を行う仕組みができていますが、私たちは自分たちで敬老会をやるのか、料理教室をやるのか、見守り訪問をしようとか、全部考えてやらなくてははいけません。市社協さんとは、今年はこういう活動でお金をこのように使いました、来年はこういう事業をやるのでお金をいただきたいというやりとりをしています。地域のことを考えるとついつい事業が増えてしまい、辛いなという毎日を過ごしているというのが、小櫃の場合の実情です。少なくとも10年ぐらいで交代したいなというのが希望です。

(松本委員)

私の君津東地区は、周南中学校区と八重原中学校区の2つの学区に分かれています。私も去年まで会長でしたが、2年ごとに会長が変わるシステムにしています。昨年度までは周南地区から、今年度からの2年間は八重原地区から会長を出しています。ですので、今10年も続けているという話を聞いて、非常に大変だなと思いました。会長が代わって社協自体をやめるわけではありませんが、2年で交代というのが決まっていたので。

そういう中で、地区社協の理事は40名近くいますが、自治会の推薦、青少年相談員からの推薦、民生委員からの推薦などがあります。

お弁当の配布は先ほどお話が出ましたが、あれも民生委員さんがひとり暮らし高齢者宅などを訪問する時に、手ぶらよりは何かあった方がいいんじゃないかということで始めたものです。お弁当を持って月1回ぐらい訪問するんですが、そこで顔を合わせて話をする

ことができます。そのような形で社協でご用意いただいた品物を持って一人暮らしや寝たきりの方を訪問するほか、君津東地区ではひとり暮らし高齢者のお隣に住む方に見守りを願うということをしています。何かあった時には民生委員の方にすぐ連絡してくださいと、タオル1本を持っていきお願いをしています。ですので、地区社協と民生委員は非常に繋がりがあって、社協の予算で用意していただいたものを民生委員が持って伺い、安否確認をするなどしています。民生委員自体がボランティアですが、品物を持っていくという部分では社協のご支援をいただいている形です。私の地区の場合ですが、地区社協の中にはけっこう民生委員の人たちが入ってます。色々な活動に関して、民生委員と地区社協の協力がスムーズに出来ていると思います。

(丸委員長)

各地区、各団体の現状や活動内容の情報共有をしていただき、本当にありがとうございます。時間も大分過ぎてきましたが、発言しておきたいことがある方はお願いします。

(渡邊委員)

避難訓練について学校では実施していると思いますが、以前は地域でもやっていたと思います。コロナが流行してからやってないんですけれども。どういうわけか昔は夏の暑い時期にやっていましたが、今は40度近い暑さなのでかえって危ない状態になってしまいます。最近では地震や津波なども起きていますし、君津でもいつそれが起こるかはわかりません。災害が起きたときに、要支援者がどのように生活しているかを民生委員さん1人が知っていても、すべてを1人でカバーできるわけではないです。いざというときに助け合えるのは、一番身近にいる向こう三軒両隣のような隣近所だと思います。私は両隣とは挨拶したりして、私が障がい者であることを承知してくれています。家族もいますが仕事をしていますし、夜に災害が起こるとは限らないし、昼間に起こるとも限らない。だから、いざというときに誰かが助けられる地域づくりが大事だと思います。やはり地域で避難訓練を1回でもやったほうが隣人の様子がわかり、いざというときに助け合える。顔の見える関係づくりができると思うので、健常者だけではなく障害のある人などその地域に住んでいる人たちに声をかけて、極力参加してもらうような形で避難訓練を実施していただきたいと思います。

我々障がいのある人間には福祉避難所としてふれあい館がありますが、そこまでどうやっていくかという問題もあると思いますので、身近にある学校や公民館などの地域の避難所に行くと思います。そのような場所での避難訓練では、障がいを隠しておきたいとか、人目につきたくないという人は今はあまりいないとは思いますが、そういう偏見や差別的なことが起きるのが嫌で、参加するのが嫌だという人もいます。ですから、できるだけ外

に出ましよう和我々は声掛けをしています。やはり地域の人に知ってもらい、挨拶ぐらいは日常的にし合えるような地域づくりをしていく必要があると思います。これは行政ばかりではいけないかもしれませんが、社協さんも同じような計画を立てていると思います。

顔の見える付き合いができるよう、障がいのある人もない人もみんな共に暮らしやすい社会を、という言葉もあります。皆が暮らしやすい地域になるようにと計画の中で書いてありますので、いっそうの啓発活動をお願いしたいと思います。

(丸委員長)

事務局、その点はどうですか。

(事務局)

おっしゃられた通り、その地域の中で助け合うことも必要です。避難行動要支援者も、民生委員さんが把握して民生委員さんが助けるという制度ではなく、近所の方とつながり、地域支援者が声かけをするという制度です。本当におっしゃられた通りで、ふれあい館は福祉避難所ですが、そこに来るまでも大変ですし特別な設備があるわけではないので、まずは地域の避難所を利用していただくことが一番いいと思います。危機管理課とも、避難訓練を行うにあたって、地域の障がいのある方などにも声をかけるように話をしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(渡邊委員)

私は障がい者のグループホームを運営しているのですが、災害が起きたときに、避難場所に避難しないといけないのですかと大分前に聞いたことがあります、基本的には避難していただきますという返事でした。

グループホームのスタッフは多い時で2人か3人、入居者は5人ですが、それぞれタイプが違って車椅子だったり、見守りが必要な人だったり、歩くのが大変な人だったりします。スタッフも75歳以上の高齢者が勤めていますので、1人で行動できない障がいのある5人を、スタッフが連れていけるわけがないです。グループホームを含めた施設にいる人はまずその場で避難して、例えばそこに救援物資などを持って来られるような体制ができるのであればお願いしたいです。私たちのグループホームはハザードマップでも安全な地域ですので、避難するよりも動かないほうが安全だと思っています。ですのである程度備蓄はありますが、一定期間を過ぎた場合、障害者支援施設やグループホームなどの住居系の事業所にも連絡が取れるような体制を何とか構築できないかなと思っています。この前の台風でも連絡が寸断されましたので。

(丸委員長)

事務局いかがですか。

(事務局)

先ほどハザードマップ上で安全だというお話でしたが、そうであれば、施設に向けてのアナウンスは厚生課の方からはしていませんが、例えば避難行動要支援者については、ハザードマップ上で安全であれば自宅での避難をお勧めしています。ハザードマップ上で危険であるとか、家が壊れているといった状況の時に避難所を活用していただくということで、施設で待機していただくのは良いと思います。すぐに支援物資を届けることはなかなか難しいと思うので、2、3日分の備蓄を準備しておいていただければ、それ以降は何とかつなげるようにしていきたいと思っています。

(丸委員長)

それでは1時間半が経とうとしていますので、議題(2)第四次君津市地域福祉計画における令和6年度事業評価についての協議を終了します。

本日の協議事項は以上になります。ご協力ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。

今年度の会議は今回1回のみですが、本日皆様からいただきましたご意見等を踏まえ、地域福祉を推進してまいります。以上で、委員会を閉会といたします。

(閉会)